

答 申 書  
( 答 申 第 211 号 )  
平成 28 年 3 月 30 日

---

1 審査会の結論

異議申立人が F A X による文書送付を拒否された理由に係る個人情報を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、「平成〇年〇月〇日振興局総務課において、北海道総務部人事局法制文書課（送達場所）に文書を F A X するようお願いしたところ、拒否された理由（口頭で知らされた事）」に係る異議申立人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報を記載した公文書は作成しておらず、現に管理していないことを理由として、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、個人情報不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成 10 年北海道規則第 46 号。以下「公文書管理規則」という。）を定めており、文書の作成、管理について規定している。文書の作成について公文書管理規則第 7 条は、実施機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならないとしている。

本件面接対応の内容は、異議申立人からの口頭による任意のファクシミリの送信依頼に対し口頭で拒否したことであり、公文書管理規則第 7 条にいう軽微な内容であると判断できることから、異議申立人からの請求のあった個人情報について作成した文書はない。

イ 当審査会としては、本件処分に係る面接対応の内容は、異議申立人が実施機関に対し口頭で行った任意のファクシミリの送信依頼について、実施機関が口頭で拒否をしたものであり、当該内容は、意思決定又は事務の実績に当たらず、当該面接への対応記録を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、実施機関に本件個人情報が存在することを窺わせるに足る資料等はないと考える。

したがって、実施機関が本件個人情報を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、異議申立書において「開示請求を行った時に、個人情報の本人等の確認において、本人の身分証明書等による本人確認が行われなかったのは不合理である」旨主張する。

しかしながら、上記の主張については条例の解釈運用を左右するものではないと考えられることから、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 8 月 6 日	○ 諮問書の受理（諮問番号496） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成27年 8 月 13 日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成27年12月11日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年 2 月 1 日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年 3 月 14 日 （第84回全体会）	○ 答申案審議
平成28年 3 月 30 日	○ 答申